



【2月20日発行】

2008.2 vol.28



### 今月号の主な内容

- 後期高齢者医療制度の保険証の交付
- 教育委員会だより
- データで見る「いちき串木野市の男女共同参画」
- 徐福ロマンロードウォーキング大会
- まちの話題
- おしらせ版
- 図書館だより
- 市民カレンダー

無病息災を願って…  
鬼火たき



(1月12日 生福地区)



# 後期高齢者医療制度の保険証の交付

健康増進課 (☎33-5613) ・ 健康福祉課 (☎21-5120)

75歳以上の方、及び65歳から74歳で障害認定を受けた方で、保険証と老人医療受給者証で医療機関を受診されている方は、平成20年4月1日からは後期高齢者医療制度の保険証でないと診療は受けられません。

3月21日(金)から31日(月)にかけて、下記の日程で後期高齢者医療制度の説明会と保険証等の交付を行います。日程を確認のうえ、必ず交付を受けてください。

## ● 交付に必要なもの

- ① 現在使用されている**保険証** (国民健康保険・社会保険等)
- ② **老人医療受給者証** (白色)
- ③ **印鑑** (代理で切り替えをされる場合は、代理人の印鑑)、**スタンプ印不可**

下記の認定証は該当者のみです。保険証と一緒に持ちください。

- ① **老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証** (水色)
- ② **老人保健特定疾病療養受療証** (白色)

※ 65歳から74歳までで、障害認定を受けて老人医療受給者の資格を得ている方で、後期高齢者医療制度の開始にあたり、障害認定の取り消しを希望される方は3月31日までに「**老人医療受給資格認定取消申請**」を行なってください。

## ● 日 程

期 日	時 間	場 所	対象地区	時 間	場 所	対象地区
3月21日(金)	9:30 ~ 10:15	岩下公民館	宇都・岩下	13:30 ~ 14:30	羽島コミュニティセンター	浜東
		福菌公民館	福菌		浦和町公民館	浦和町
		ウッドタウン公民館	中井原・ウッドタウン		西浜町公民館	港町
		坂下公民館	坂下		新生町公民館	新生町
		下石野公民館	下石野・上石野		市口公民館	市口
	10:30 ~ 11:30	冠岳コミュニティセンター	川畑・松下・久木野	14:45 ~ 15:45	羽島コミュニティセンター	浜西
		大菌公民館	大菌・小菌		岳釜公民館	岳釜
		麓公民館	麓		西浜町公民館	西浜町
		河内公民館	河内・浅山		春日町公民館	春日町
		浜ヶ城公民館	浜ヶ城		汐見町公民館	汐見町
3月24日(月)	9:30 ~ 10:15	松尾公民館	松尾・平身	13:30 ~ 14:30	羽島コミュニティセンター	浜中・萩元上・萩元下
		土川コミュニティセンター	土川		白浜公民館	白浜・猪之鼻・河原
		草良公民館	草良・大河内	13:30 ~ 15:00	生福コミュニティセンター	鎗楠・山之口・大六野・生野
		薩摩山公民館	薩摩山		石川山公民館	石川山
	10:30 ~ 11:30	旭コミュニティセンター	金山・勝利山	14:45 ~ 15:45	羽島コミュニティセンター	光瀬上・光瀬下・光瀬浦・海土泊
		野中楯公民館	横須・野中楯			
		下山公民館	万福・平山・下山			
		荒川コミュニティセンター	寺村・中向・荒川下			
		金山下公民館	野下・金山下・深田上			
		芹ヶ野公民館	芹ヶ野			

期 日	時 間	場 所	対象地区	時間	場 所	対象地区	
3月25日(火)	9:30 ~ 10:15	小瀬公民館	小瀬	13:30 ~ 14:30	別府公民館	別府	
		ドリームセンター	浜町		西浜町公民館	木屋・新潟	
		緑町公民館	緑町	13:30 ~ 15:00	日出町公民館	日出町	
		島平上公民館	島平上		田中中村公民館	田中中村・須賀	
	10:30 ~ 11:30	ひばりが丘公民館	酔之尾東・ひばりが丘	14:45 ~ 15:45	八房公民館	八房・海瀬	
		塩屋町公民館	塩屋町		旭町公民館	旭町	
		ドリームセンター	本浦東	桜町公民館	桜町		
		高見町公民館	高見町	中尾町公民館	中尾町		
	3月26日(水)	9:30 ~ 10:15	照島下公民館	照島下	13:30 ~ 14:30	大原町公民館	大原町
			崎下手公民館	崎下手・屋敷			
市民文化センター			恵比須町	13:30 ~ 15:00	市民文化センター	大原南	
東塩田町公民館			東塩田町		野元公民館	野元・深田下	
9:30 ~ 10:30		平佐原公民館	平佐原・恵比須・橋ノ口	13:30 ~ 14:30	川南地区公民館	松原・崎野・あったかハウス	
		ドリームセンター	元町				
10:30 ~ 11:30		健康増進センター	御倉町	14:40 ~ 15:40	戸崎公民館	戸崎	
		市民文化センター	昭和通				
10:40 ~ 11:40		曙町公民館	曙町				
		弘山公民館	弘山・松山				
3月27日(木)	9:30 ~ 10:30	木場迫公民館	木場迫	13:30 ~ 14:30	佐保井公民館	下手中・佐保井	
		川上ふれあい館	中組・平木場		舟川後公民館	舟川前・舟川後・久福	
		堀公民館	堀・平ノ木場	島内公民館	島内		
		駅前公民館	駅前	平向公民館	平向		
		迫公民館	迫・安茶・牛ノ江	保健センター	祇園町・土橋町		
	10:40 ~ 11:40	寺迫公民館	中福良・寺迫	14:40 ~ 15:40	陣ヶ迫公民館	陣ヶ迫・池ノ原	
		川上ふれあい館	内門・木場		中ノ平前公民館	中ノ平前・中ノ平後・松比良	
		中原公民館	中原	宇都公民館	宇都・門前		
		外戸公民館	外戸・観音ヶ迫	潟小路公民館	潟小路		
		天神町公民館	天神町	保健センター	栄町・日ノ出町		

● 当日都合の悪い方は、各地域の予備日（3月28日・31日）で交付を受けてください。

期 日	時 間	場 所	対 象 地 区
3月28日(金)	9:30~10:30	市民文化センター	串木野地域予備日
	13:30~14:30		
	15:00~16:00		
3月31日(月)	9:30~10:30	保 健 セ ン タ ー	市来地域予備日
	13:30~14:30		
	15:00~16:00		

# 教育委員会だより

No.32

## ●●● 全国学力・学習状況調査結果の概要 ●●●

平成19年4月24日に実施された全国学力・学習状況調査の学力調査の結果等については、12月20日号に掲載いたしました。今回は児童生徒の学習状況の調査結果等についてお知らせします。学習状況調査は、児童生徒の学習環境や生活習慣等の実態について調査したものです。

### 1 本市の小学6年生の学習状況について

- (1) 県や全国平均よりも好ましい結果であった項目（主なもの）
  - ※（ ）の数值は、「あてはまる」「だいたいあてはまる」と回答した割合
  - 今住んでいる地域の行事に参加しているか（84.7%）
  - 普段1日当たりどれくらいの時間、勉強しているか〔1時間以上〕（70.8%）
  - 家の手伝いをしているか（84.7%）
  - 読書は好きか（79.5%）
  - 自分にはよいところがあると思うか（76.4%）
  - 将来の夢や目標を持っているか（88.9%）
- (2) 県や全国と比較して改善の必要がある項目（主なもの）
  - ※（ ）の数值は、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合
  - いじめは、どんな理由があってもいけなないことだと思うか（24.3%）
  - 生き物を飼育した経験があるか（26.4%）
  - 1日にどれくらいテレビやビデオ等を見るか（※4時間以上が、18.8%）
  - 海、山、川で遊んだことがあるか（23.3%）
  - 家の人や学校の先生以外の大人の人から注意されたことがあるか（59.4%）
  - 買い物等の普段の生活で暗算をすることがあるか（17.7%）

### 2 本市の中学3年生の学習状況について

- (1) 県や全国平均よりも好ましい結果であった項目（主なもの）
  - ※（ ）の数值は、「あてはまる」「だいたいあてはまる」と回答した割合
  - 地域の行事に参加するか（71.3%）
  - 家の人と一緒に夕食を食べているか（85.3%）
  - 将来の夢や目標を持っているか（77.1%）
  - 清掃活動（草取り、ゴミ拾いなど）に参加したことがあるか（72.2%）
  - 普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強をするか（2時間以上が46.7%）
  - 総合的な学習の時間で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに役立つと思うか（75.4%）
- (2) 県や全国と比較して改善の必要がある項目（主なもの）
  - ※（ ）の数值は、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合
  - 普段、何時ごろに起きるか（※午前7時以降と回答した割合が、39.0%）
  - 普段の生活で、見当をつけるために暗算をすることがあるか（28.7%）
  - 家で授業の復習をするか（51.3%）
  - 家で授業の予習をするか（77.1%）
  - 失敗を恐れずに挑戦するか（42.2%）
  - 好きな授業があるか（24.2%）

本市の児童生徒の1日の家庭学習の時間や家での手伝い、家族と一緒に食事、「総合的な学習の時間」の意義についての考え方は、県や全国の状況よりも好ましい結果が得られています。これまで、市教育「3アップ作戦」や豊かな体験活動推進事業等で取り組んできたことが、徐々に成果を上げてきているのではないかと考えます。

一方、いじめのとりえ方や自然体験、生活習慣、学校で学習したことを生かすこと、家庭学習の内容、地域の人とのかかわり等については課題があるようです。

### 3 今後の課題解決に向けての取組について

#### (1) 心の教育の充実

- ア 「いじめ問題を考える週間」「心の教育の日」における取組内容の見直し
- イ 道徳教育を充実させるための学年の実態に応じた指導計画の見直し・作成

#### (2) 学校・家庭・地域の連携の充実

- ア 家庭学習の質の向上を重視した家庭学習60・90運動の推進
- イ 基本的な生活習慣の確立及び家庭学習の充実を重視した学校・家庭・地域との連携のあり方についての検討

#### (3) 小・中の連携した取組の充実

学業指導や生活指導等を小学校から中学校を通じて系統的に一貫して行えるようにするための協議会等の設置

#### (4) 体験活動の重視

- ア 2年間取り組んできた豊かな体験活動推進事業の成果を生かしながら、児童生徒の実態に合った体験活動の設定のあり方等の見直し
- イ 体験的活動や課題解決的な学習を重視した教科等の指導方法改善のための研修の充実
- ウ 教科学習との関連を図った「総合的な学習の時間」のあり方を見直し
- エ 家庭・地域における体験活動充実のための取組

## ●●● 日置地区「教育方法改善」研究協力校照島小学校研究公開 ●●●

1月29日、照島小学校では、日置地区「教育方法改善」研究協力校として、昨年度から取り組んできた国語科の「話すこと・聞くこと」の力を高めるための研究成果を公開しました。

当日は、74人の市内外の先生方や保護者が参加する中、1年生（指導者：喜元志保教諭）と6年生（指導者：橋口聡教諭）の授業が公開されました。

1年生は、友達が出題するクイズに対して楽しく質問をし、6年生はスピーチの練習をしながら、お互いによい点や改善点などについて高学年らしく意見を交換し合っていました。

分科会では、言葉で伝え合う力を育成するための授業のあり方について、熱心に討議がなされました。



【1年生の授業の様子】



【6年生の授業の様子】

# データで見る「いちき串木野市の男女共同参画」(No.7)

## ～「男女共同参画に関する住民意識調査」から～

「男女共同参画社会の実現」は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられていますが、本市の「男女共同参画」の現状をシリーズで紹介しています。

ご紹介する内容は、男女共同参画に対する住民の意識や関心、家庭や職場などでの男女共同参画の状況などを把握するために、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施し、その結果を平成19年3月にまとめたものです。

また、平成20年3月には、この住民意識調査等の結果を基礎資料として「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定いたします。

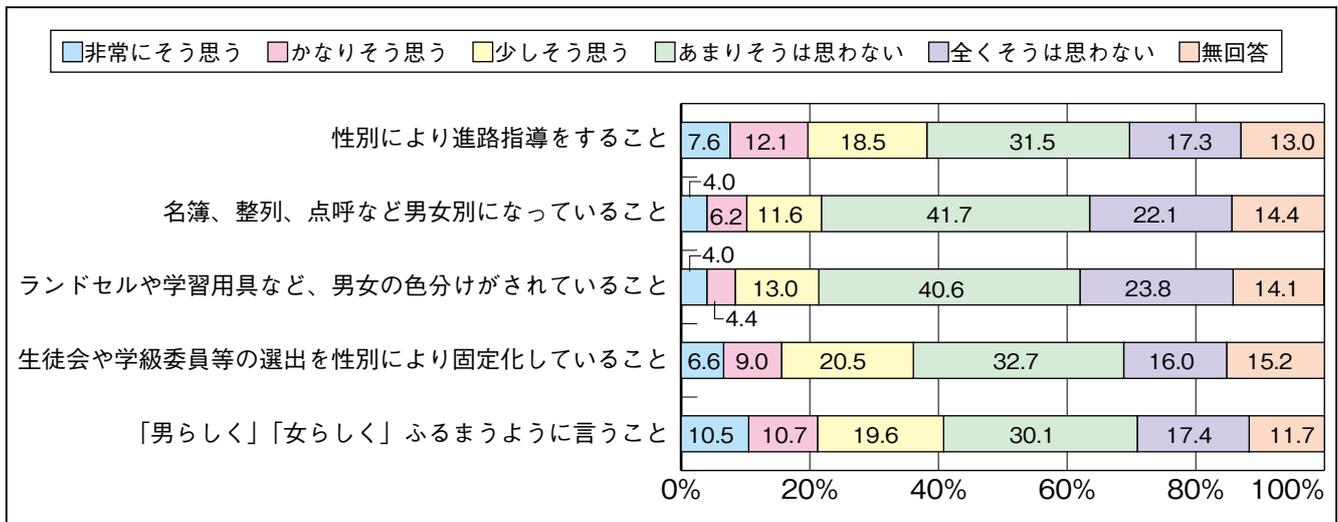
(本調査は、20歳以上のいちき串木野市民2,000人を対象に平成18年9月に行いました。対象については、住民基本台帳から無作為に抽出しました。)

### 6 学校教育について

#### 学校教育における男女平等意識の醸成の妨げ (n= 1,062) (問15)

学校教育における男女平等意識の醸成の妨げになることについてみると、「非常にそう思う」では「『男らしく』『女らしく』ふるまうように言うこと」(10.5%)が最も多く、「かなりそう思う」(10.7%)と「少しそう思う」(19.6%)を合わせると40.8%と全項目の中で最も多くなっている。一方、「全くそう思わない」では「ランドセルや学習道具など、男女の色分けがされていること」(23.8%)が最も多く、「あまりそう思わない」(40.6%)を合わせると64.4%となっている。

図：6



### 【いちき串木野市男女共同参画基本計画の策定の流れ】

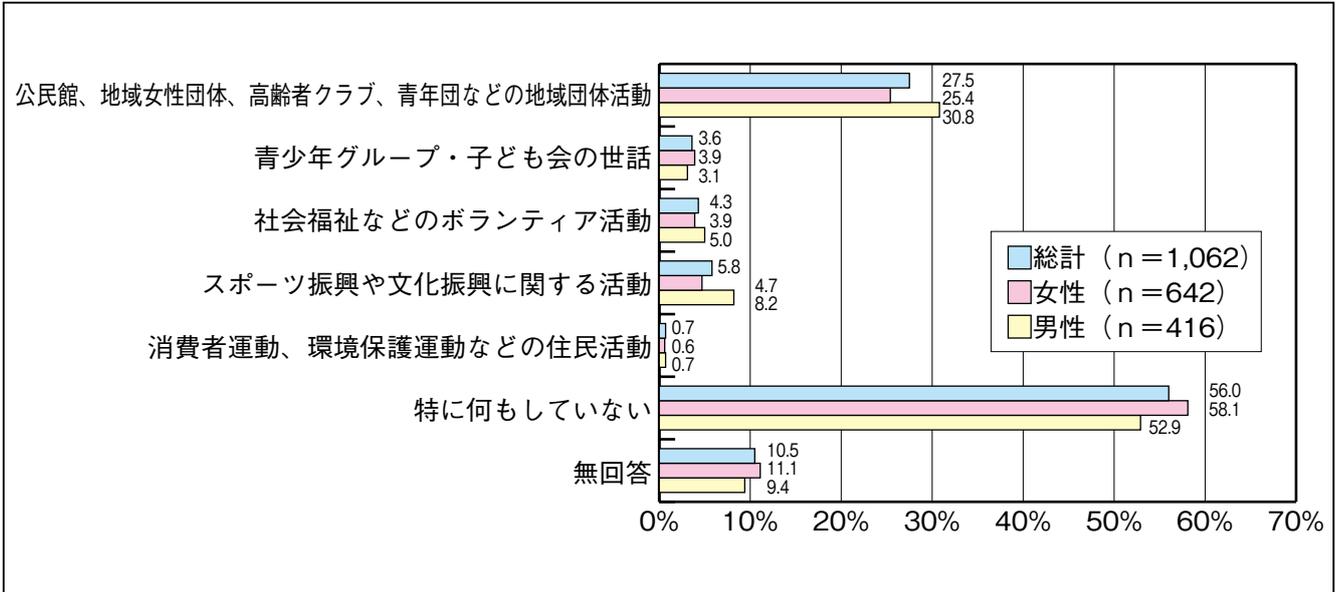
- H18.9～H19.3 男女共同参画に関する住民意識調査の実施、集計、分析、まとめ
- H19.2～H19.6 いちき串木野市男女共同参画推進懇話会が「青年」「働く女性」「子育て中の女性」「ボランティアグループ」「農業従事者女性」「地域づくり」を対象にグループインタビューを行い、その中で出された地域の課題を7月に提言書として市長へ提出
- 庁内職員から構成されるプラン策定研究会は、住民意識調査の分析や課題集約
- 「いちき串木野市男女共同参画基本計画」に関する意見募集 (パブリックコメント)
- いちき串木野市男女共同参画基本計画は、住民意識調査の結果、提言書、パブリックコメントを考慮し、推進会議で決定される

## 8 地域社会づくりについて

### ① 地域活動状況（複数回答）（n = 1,062）（問 20）

仕事以外の地域活動等の状況を見ると、「特に何もしていない」（56.0%）が最も多く、次いで「公民館、地域女性団体、高齢者クラブ、青年団などの地域団体活動」（27.5%）の順となっている。

図：8-①

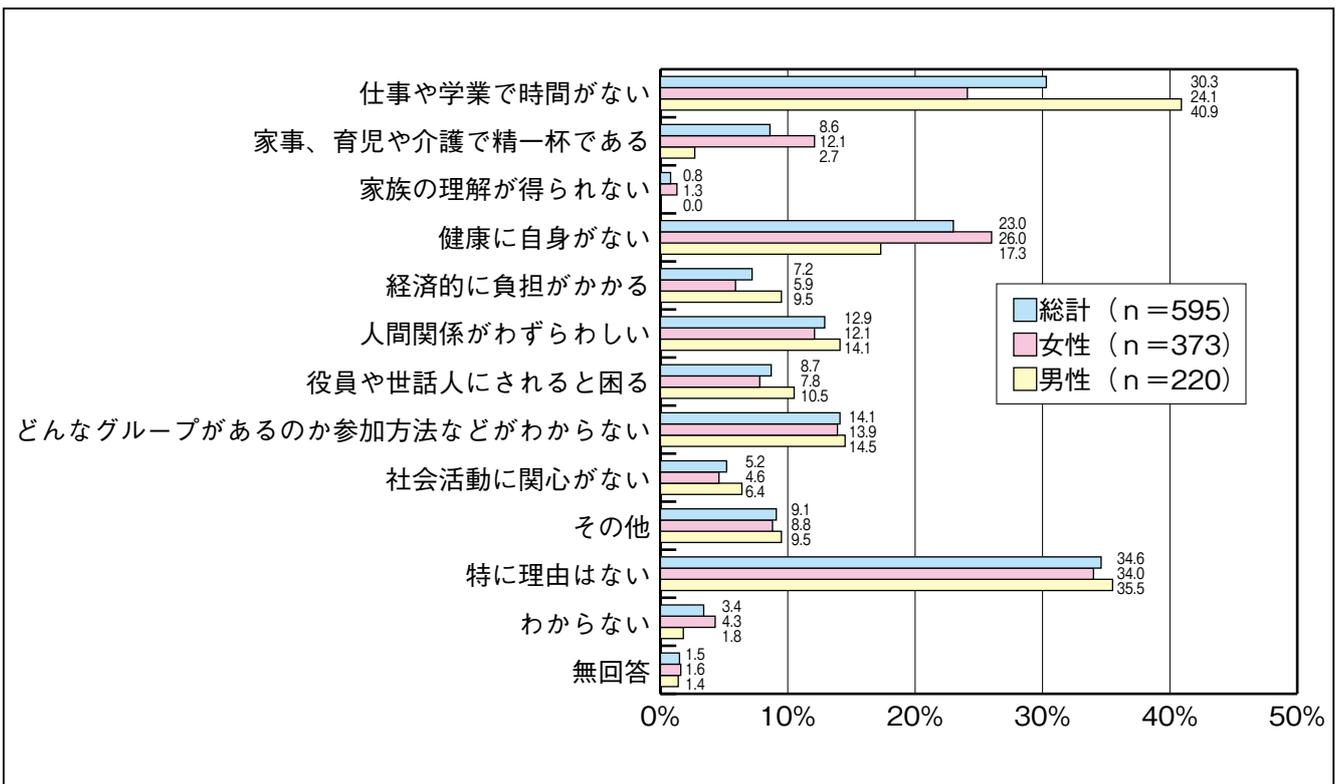


### ② 特に何もしていない理由（複数回答）（n = 595）（問 21）

特に何もしていない理由をみると、「特に理由はない」（34.6%）が最も多く、次いで「仕事や学業で時間がない」（30.3%）・「健康に自信がない」（23.0%）の順となっている。

男女別にみると、「仕事や学業で時間がない」が男性で40.9%と最も多く、「特に理由はない」が女性で34.0%と最も多くなっている。

図：8-②



# 市町村交通災害共済制度のあらまし

～万一の交通事故に備えて家族そろって加入しましょう～

## ●加入できる方は

4月1日現在でいちき串木野市に住民登録又は外国人登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。  
また、学校への通学・出稼などで一時的に転出される方も、加入できます。

## ●共済掛金は

1年ごとに加入者1人につき500円です。中途加入者についても同額です。  
共済期間開始後の中途脱退の場合、掛金は返還されません。

## ●共済期間は

平成20年4月1日から平成21年3月31日までです。

ただし、平成20年4月1日以降に加入された方は、市で受理した日又は、掛金を振込まれた日の翌日から平成21年3月31日までです。

## ●加入申し込み方法は

交通災害共済加入申込書に掛金を添えて、金融機関（郵便局を除く）の窓口で振込をしてください。

また、自治振興課（午後3時以降）又は市来庁舎会計窓口でも納めることができます。

## ●災害見舞金が支給される交通事故

日本国内で自動車、原動機付自転車、自転車、汽車、電車、身体障害者用の車いす、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等により、接触、衝突、転覆等の交通事故（自損事故を含む）にあわて、それが原因で身体に傷害を受けた場合です。

なお、身体の傷害には精神の障害は含みません。

## ●災害見舞金が支給されない交通事故

- (1) 自殺行為による事故
- (2) 故意による事故
- (3) 天災などに直接起因した事故
- (4) トラクター・耕運機・ブルドーザーなど作業用特殊自動車で作業中に起きた事故
- (5) 庭先・湖畔・田畑・工場内・作業場・遊園地内の遊戯施設など道路以外の場所で起きた事故
- (6) 駐車中など、車の運行（交通）にかかわらず起きた事故
- (7) 子供用三輪車など車両以外のものによる事故

## ●災害見舞金の全部又は一部が支給されない交通事故

- (1) 無免許運転による事故
- (2) 飲酒運転による事故
- (3) 著しく速度制限に違反した運転による事故
- (4) 不正に見舞金の支給を受けようとしたとき
- (5) 正当な理由なく、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- (6) 組合長が災害見舞金の支払いを著しく不相当と認めたとき

## ●災害見舞金の請求方法は

加入者又はその遺族が請求書に次の書類を添えて市窓口へ提出してください。

- (1) 災害見舞金請求書兼同意書
- (2) 加入者証兼領収書
- (3) 自動車安全運転センター（交通安全教育センター内）の発行する交通事故証明書（取れないときは、交通事故申立書）
- (4) 診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書）
- (5) 死亡の場合は戸籍謄本
- (6) 委任状（但し、代理人や遺族代表者が請求する場合のみ）

※請求書、その他関係用紙は自治振興課又は市来庁舎総務課にありますので印鑑を持参のうえお越しください。

## ●災害見舞金の請求期限は

事故発生日から2年以内です。

（2年以上経ってから請求されると災害見舞金はお支払いできません）

## ●災害見舞金の額は

※交通事故証明書がない場合は、1等級下位の等級になります。（但し、1等級及び9等級の場合は除きます。）

※あん摩師・マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師等の施術日数は、医師の指示による場合は、対象とする。

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡の場合	1,000,000円
2等級	治療実日数 180日以上	180,000円
3等級	治療実日数 150日以上180日未満	135,000円
4等級	治療実日数 120日以上150日未満	115,000円
5等級	治療実日数 90日以上120日未満	95,000円
6等級	治療実日数 60日以上 90日未満	75,000円
7等級	治療実日数 30日以上 60日未満	55,000円
8等級	治療実日数 15日以上 30日未満	35,000円
9等級	治療実日数 7日以上 15日未満	25,000円

■問合せ 自治振興課（☎33-5632）又は市来庁舎総務課（☎21-5113）

# 「美しい日本の歩きたくなるみち」500選にコース認証 思い出の桜に逢いに来ませんか？

## 第12回 徐福ロマンロードウォーキング大会



**【期日】 3月2日(日)**

**【集合・出発場所】** 冠岳花川砂防公園

**【受付】** 8:30～ **【開会式】** 9:00～ (9:20 出発予定)

①花川砂防公園周辺3kmコース(所要時間50分程度)

②ダムふれあい橋折返し7kmコース(所要時間2時間程度)

③徐福展望公園経由10kmコース(所要時間3時間程度)

※ご自分の体力に合わせてお選びください。

☆参加料無料(完歩賞・健康づくり推進カード配布)

☆地元婦人会によるうどんの販売も予定



**【携行品】** タオル、手袋、帽子、雨具、水筒等

※緊急時のために携帯電話をお持ちの方はご持参ください。

**【問合せ・申込先】** (※電話・FAXでも申込み可能です。)

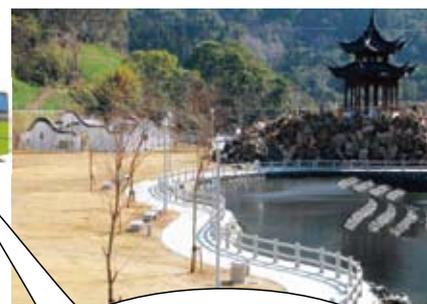
いちき串木野市教育委員会市民スポーツ課

☎: 0996-21-5129 fax: 0996-36-5228

いちき串木野市教育委員会文化振興課

☎: 0996-33-5650 fax: 0996-32-7340

※串木野体育センター、B&G海洋センター、市来体育館へも申込書の提出ができます。



※駐車場が限られています。乗り合わせや送迎バスで御来場ください。(要予約：裏参照)

**【事前申込締切】 2月29日金まで。(当日受付もできます。)**

主催：いちき串木野市、いちき串木野市教育委員会 後援：いちき串木野市体育協会、南日本新聞社

----- 切り取り線 -----

### 第12回 徐福ロマンロードウォーキング大会参加申込書

ふりがな氏名	年齢学年	性別	住所	保護者印	電話番号	コース希望に○を	送迎バス利用は○
						3・7・10km	1 2 3 4 5
						3・7・10km	1 2 3 4 5
						3・7・10km	1 2 3 4 5
						3・7・10km	1 2 3 4 5

(ただし、4年生以下は保護者同伴とし、5年生以上の児童生徒のみの参加は保護者の承諾印が必要です。)

### 誓約書

私事、このたび本大会に参加するにあたり、大会参加に伴い発生した事故及び貴重品管理等については、自己の責任とし、主催者が加入する一日保険の対象外のことについては、主催者に対して一切の迷惑をかけることを誓います。

また、大会当日は事故のないように安全を第一とし、自分の健康・安全に十分留意しながら先導者に従い歩くことを誓います。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

上記誓約書に参加者全員同意します。 申込代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)



# まちの話題



## 早春の風物詩「鬼火たき」

1月3日から13日にかけて、市内各地で鬼火たきが行われました。鬼火たきとは、竹が勢よくはじける音で鬼（厄や災難など）を退治し、その年を無病息災で過ごすという意味が込められた行事です。

麓地区では、1月13日夕方、点火されたやぐらが勢よく燃え上がり、「パンパン」と竹のはぜる音がこだましました。また、参加者には、しし鍋やぜんざいなどが振舞われ楽しい一時となりました。



## 第10回 元気な街づくりウォーキング大会

1月20日、第10回元気な街づくりウォーキング大会が開催されました。

小雨の降る悪天候にもかかわらず、3km・5km・10kmの3つのコースに大人から子どもまで443人が参加し、のどかな田園風景の中ウォーキングを楽しみました。

休憩所やゴールでは、地元公民館や婦人会によるバナナやポンカン、お茶等が振る舞われ大好評でした。

また、全員に「歩いて健康づくり推進カード」が配布されました。



▲100歳になられた中山さん



▲100歳になられた高濱さん

## 100歳おめでとうございます

1月10日に中山チエさん（大里）、1月20日に高濱吉志さん（元町）が、100歳の誕生日を迎えられました。

現在、中山さん・高濱さんを含め、本市の100歳以上の方は11人となり、お二人に市からお祝いの花や記念品などを贈呈しました。

いつまでもお元気で長生きしてください。



## 学校給食展「健康は、子供の頃の食事から」

1月25日と26日、だいわ串木野店で「健康は、子供の頃の食事から」をテーマに、いちき串木野市学校給食展が開催されました。

来場した皆さんは、学校給食ができるまでの工程、朝食、地産地消などに関するパネルや給食の実物展示などに興味深く見入っていました。

また、まぐろの揚げ煮やフルーツきんとんなど、試食コーナーのメニューも好評で、児童生徒や保護者、市民の方々に学校給食に対する理解を深め、学校や家庭における食生活を見つめ直してもらう良い機会となりました。



## いちき串木野ポンカン祭り

1月26日、市特産品直売所「季楽館」でいちき串木野ポンカン盛り上げ隊が主催する「いちき串木野ポンカン祭り」が開催されました。

ポンにゃく（ポンカン入り刺身こんにゃく）やポンカンふくれ（ポンカン入りふくれ菓子）、ポンさつま（ポンカン入りさつま揚げ）などポンカンを使った珍しい商品が販売され、ポンカレーのルーやポン竹笑（ポンカン入り竹輪）などを具材にした「ポンカレーなべ」の試食会などもあり、家族連れなどで終始賑わっていました。

また、市来ふれあい温泉センターでは、関連イベントとしてポンカン湯が実施され、来館者は甘酸っぱい香りに笑顔を浮かべていました。



## 健康なまちづくりフォーラム

2月1日、いちきアクアホールで、「健康なまちづくりフォーラム」が開催されました。

このフォーラムは、市民一人ひとりがより健康で自立した生活が送れるように、健康なまちづくりに向け市民全体で考えようと開催されたもので、市健康増進計画や食育推進計画の概要などが紹介されました。

また、みなと病院の福元晋一郎副院長が「今日から始めるストレス対策～ワーク・ライフバランスの大切さ～」と題して講演されたほか、精神科医及び臨床心理士によるこころの健康相談会も開かれました。



## 明るい選挙啓発ポスター入賞者

平成19年度明るい選挙啓発ポスター作品募集において、下記の7人が入賞しました。

おめでとうございます。

（敬称略）

### ●財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞

久保 友佑（串木野小学校3年）

### ●第2次審査（県審査）入選

松崎 歩惟（市来小学校2年）

塩屋 太航（土川小学校3年）

岩下 尚慶（土川小学校4年）

松島 莉穂（串木野中学校3年）

久保 文乃（串木野中学校3年）

東 みずき（串木野中学校3年）

### \* 応募総数（全国）

小学校	69,377人
中学校	61,757人
高等学校	3,069人
計	134,203人



### 「そば」豊作祭り

2月3日、池ノ原公民館で、「そば」豊作祭りが行われました。

池ノ原公民館では、これまで「道路愛護団体の県知事表彰」など数々の表彰を受けているほか、市道に交通安全の看板を設置するなど、活発な地域づくり活動を展開されています。

平成18年度からは、村づくりの一環として、地区内の「ふれあい農園」約10アールでそばを栽培されており、この日は、自分たちで心を込めて作った手づくりそばに舌鼓を打っていました。



### 生福市

2月3日、さつま日置農協生福支所前で生福市が開催されました。

生福市は、農協跡地を有効に活用して地域活性化を図ろうと、生福地区内の公民館が中心となって開催されているもので、地区内の農家や婦人会の方々が、新鮮な地元食材や手作り小物などを販売されました。

また、いちき串木野のいたるところで花が見られるよう願いを込めて、来場者にコスモスの種が配られたほか、甘酒なども振舞われ、会場は大盛況となりました。



### あらか文化祭

2月3日、荒川小学校で「あらか文化祭」が開催され、約200人の親子らが参加しました。

この文化祭は、学習発表会を発展させ、地域と小学校、保護者が一体となって行なっているものです。

6回目となった今回は、子どもたちの劇や表現運動、地域おこしグループ「荒川清流会」のみなさんによる歌や踊り、参加者全員による「ふるさと」の合唱などが披露され、大変見応えのある盛大な文化祭となりました。



### 青年海外協力隊OGが先生

2月6日、串木野小学校で6年生を対象に、本市出身で青年海外協力隊員としてパラグアイに派遣されていたサナプリア智子さんが講演されました。

サナプリアさんは、パラグアイの現状や青年海外協力隊の活動の様子などについて話をされました。

また、まずクラスの友だちを大事にすることが国際理解につながることを、省エネなどに努めることが国際協力になることなどを分かりやすく説明されました。

生徒たちは、時折驚きの表情を見せながら、普段なかなか聞けない海外の話に熱心に耳を傾けていました。

# 福祉課からのお知らせ

## 母子家庭の母の就業を支援します。

近年、離婚の急増など母子家庭等をめぐる状況が変化しており、このような変化に対応した母子家庭等の母の自立を促進するための自立支援の一環として母子家庭自立支援事業を行います。

母子家庭の母の雇用の安定及び就業をより効果的に促進するため母子家庭自立支援給付金事業を次のとおり実施します。

### <自立支援教育訓練給付金>

能力開発を行うための講座を受講するための給付

#### ●対象講座

- ・教育訓練給付指定教育訓練講座
- ・再就職希望登録者支援事業指定教育訓練講座など

#### ●対象者

- ・児童扶養手当受給者
- ・児童扶養手当受給資格と同様の所得水準である者
- ・雇用保険法の教育訓練給付を受給できない者

#### ●給付内容

入学科及び受講料の20%（限度額10万円）



### <高等技能訓練促進費>

経済的自立に結びつく資格を取得するための養成機関での修業期間のうち一定期間において生活の負担の軽減を図るための給付

#### ●対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

#### ●対象者

- ・所得が児童扶養手当支給基準を満たす者
- ・2年以上の養成機関であること
- ・就業又は育児と修業の両立が困難な者

#### ●給付内容

月額10万3千円（受講期間の最後の3分の1の期間を支給期間とします）

※ 各給付を希望される方は、事前にご相談ください。

鹿児島県母子寡婦福祉連合会では、母子家庭の母の自立・就労支援のための「無料職業紹介所」を開設しています。各地域のハローワークと同じように求人紹介等を行います。

- 名 称 無料職業紹介所
- 所 在 地 鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内
- 開 所 時 間 毎週（月～金）午前9時30分～午後4時まで
- 問 合 せ 無料職業紹介所（☎099-258-2984）

# 児童扶養手当について

福祉課 社会福祉係〈串木野庁舎〉(☎33-5618)  
健康福祉課 福祉係〈市来庁舎〉(☎21-5117)

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともしない児童の母、又は父が身体に重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。(外国人の方も支給の対象となります。)

## 1. 児童扶養手当を受けられることができる方

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、又は、母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けられます。

なお、「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ①離婚(戸籍上は離婚していても、内縁関係、同居も婚姻状態と見なします。また、月に複数回以上の該当世帯への特定男性の訪問も内縁関係と見なされる場合があり、手当は受給できません)
- ②父が重度の障害(国民年金法による1級2級並びに身体障害者福祉法による1級2級3級及び4級の一部が該当。ただし、児童が障害年金の加算対象となるときは、手当は受給できません)
- ③父が死亡(遺族年金を受給できないとき)
- ④父の生死不明
- ⑤父に1年以上遺棄されている
- ⑥父が拘禁(服役している)
- ⑦未婚の母

## 2. 児童扶養手当の額

全部支給	月額 41,720 円
一部支給	月額 41,710 円～9,850 円

左記は対象児童が1人の場合の手当額です。

児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人以上はさらに3,000円ずつ加算されます。

手当は認定請求した月の翌月分から支給対象となり、年3回(4月、8月、12月のそれぞれ11日)に分けて支給されます。

※平成20年4月から、5年以上手当を受給している方については、就労状況等により手当が減額される場合があります。

## 3. 所得の制限

前年の所得(課税台帳で確認した額に児童の父からの養育費の80%を加えた額)が下表の額以上の方は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部が支給停止になります。

扶養親族等の数	本 人		養育者、扶養義務者の所得制限限度額 万円
	全部支給限度額 万円	一部支給限度額 万円	
0人	19	192	236
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

※老人扶養親族10万円/人(扶養義務者の場合6万円/人)、特定扶養親族15万円/人を限度額に加算。

## 4. 手当を受けている方の届け出

手当受給中は、次のような届け出等が必要です。

現況届……………受給資格者全員が毎年8月1日～8月31日までの間に提出します。2年間提出しない場合は、受給資格がなくなります。

資格喪失届……………受給資格がなくなったとき

額改定届……………対象児童に増減があったとき

その他の届け出…氏名・住所・支払金融機関変更など

※届の遅れ、忘れ等により手当の支給停止、または債務の発生(手当の返還)する場合がありますので事由発生後、速やかに手続きをお願いします。

## 5. 手当が受けられなくなる場合

以下の要件に該当する場合手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けていますとその期間中の手当を全額返還していただくことになります。

- ①手当を受けている母が婚姻したとき(内縁関係、同居も婚姻状態と見なします。また、月に複数回以上の該当世帯への特定男性の訪問も内縁関係と見なされる場合があります。)
- ②対象児童を養育、監護しなくなったとき(児童の施設入所、里親委託、婚姻を含む。)
- ③国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けられるようになったとき
- ④遺棄されていた児童の父が帰ってきたとき(安否を気遣う電話、手紙等の連絡を含む。)
- ⑤児童が父と生計を同じくするようになったとき(父の拘禁解除の場合を含む。)
- ⑥その他要件

# 特別児童扶養手当について

福祉課 社会福祉係〈申木野庁舎〉(☎33-5618)  
健康福祉課 福祉係〈市来庁舎〉(☎21-5117)

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。(外国人の方も支給の対象となります。)

## 1 特別児童扶養手当が受けられる方

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けとることができます。

## 2 特別児童扶養手当の額

支給対象児童1人につき

1級(重度障害児)	月額	50,750円
2級(中度障害児)	月額	33,800円

手当は認定請求をした月の翌月から支給対象になり、年3回(4月、8月、11月のそれぞれ11日)に分けて受給者本人の口座へ振り込まれます。

## 3 所得の制限

前年の所得が下表の金額以上の方は、その年度(8月から翌年の7月まで)手当の全部の支給が停止されます。

扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

※老人扶養親族10万円/人(扶養義務者の場合6万円/人)、特定扶養親族25万円/人を限度額に加算。

## 4 手当を受けている方の届け出

手当受給中は次のような届け出が必要です。

**所得状況届**……受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。

**有期再認定請求**…原則として2年に1回、3月、7月、11月のうち定められた時期に診断書を提出していただき、引き続き手当が受けられるかどうか、再認定を受けなければなりません。(支給停止の方も必要です。)

**資格喪失届**……受給資格がなくなったとき

**額改定届**……障害の程度が変わったとき・対象児童に増減があったとき

**証書亡失届**……手当証書をなくしたとき

その他の届け出…氏名・住所変更など

※届の遅れ、忘れ等により手当の支給停止、又は債務の発生(手当の返還)する場合がありますので、事由発生後、速やかに手続きをお願いします。

## 5 手当が受けられなくなる場合

次の要件に該当する場合、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けると、その期間中の手当を全額返還していただくことになります。

①児童や、父もしくは母、又は養育者が日本国内に居住しなくなったとき

②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けられることができるとき

③児童が、児童福祉施設等(保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園を除く)に入所しているとき

## 子ども虐待への正しい認識と関心を “きこえるよ 耳をすませば 心のさけび”

福祉課 (☎33-5618)

- 皆さんのまわりに「気になる子ども」はいませんか？「もしかしたら」と感じたことはありませんか？
- 地域で暮らす人々が、子ども虐待について正しい認識と関心を持つことにより、発生予防や早期発見が可能となります。
- 子ども虐待とは？  
子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与える保護者等の行為であり、次のような種類があります。

- 身体的虐待（子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える）
  - ・ なぐる、ける、首をしめる、激しく揺さぶる
  - ・ たばこの火を押しつける など
- ネグレクト（育児放棄：保護者としての監護を著しく怠る）
  - ・ 適切な食事を与えない
  - ・ 乳幼児を長時間家に残したまま外出したり、車の中に放置する
  - ・ 同居人が虐待と同様の行為を行っているにもかかわらずこれを放置する
  - ・ 入浴させなかったり、衣服が長期間不潔なままである
  - ・ 極端に不潔な環境の中で生活させる
  - ・ 重大な病気になっても病院へ連れて行かない など
- 心理的虐待（子どもに著しい心理的外傷を与える言動をおこなう）
  - ・ ことばによる脅かし、脅迫
  - ・ 無視したり、拒絶的な態度を示す
  - ・ 子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう
  - ・ 兄弟姉妹間での差別的な扱いをする など
- 性的虐待（子どもにわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせる）
  - ・ 子どもへの性交、性的暴行
  - ・ ポルノ写真、ポルノ映画の被写体に子どもを強要する など

- 虐待を受けていると思われる子どもを発見したらすぐ下記へ連絡してください。虐待かどうかを確かめる必要はありません。通報者の秘密は厳守されます。あなたからの連絡・相談が子どもを守ることになります。

(連絡・相談先) 串木野庁舎 福祉課社会福祉係 (☎33-5618)  
市来庁舎 健康福祉課福祉係 (☎21-5117)  
鹿児島県児童総合相談センター (☎099-264-3003)

# おしらせ版

## 保健・衛生・福祉

### 大腸がん検診の結果について

串木野健康増進センター (☎33-3450)

1月15日から30日に大腸がんを受診された方で今までに紹介状の届いていない方につきましては、精密検査の必要はありませんでした。健康手帳の“便潜血陰性”を○で囲んでください。

## 募集・催し

### いきいき女性講座受講生募集

働く女性の家 (☎32-7130)

「第二の心臓」といわれる足からの刺激による健康法『リフレクソロジー講座』を開催します。

体をリラックスさせ、癒しの効果をもたらすというリフレクソロジーを学び、体験してみませんか。

●日時 3月2日(日) 10:00～12:00

●募集定員 20人

●対象 市内に居住または勤務している女性を優先し、男性の方も受講できます。

●受講料 無料

●申込 2月29日(金)までに、来館または電話で働く女性の家へお申し込みください。(定員になり次第締め切ります)

※タオル、バスタオルを持ってきてください。



### 「予備自衛官補」を募集

市民課 (☎33-5612)

予備自衛官補とは、自衛官未経験者で一定期間の訓練を終了した後予備自衛官となります。一般と技能(資格保有者)があり、訓練期間が違います。

●応募資格 [一般] 18歳以上34歳未満の男女  
[技能] 18歳から55歳未満(資格により差異)の男女

●受付期間 4月14日(月)まで

●試験日 [一般] 4月19日(土)  
・試験会場 国分駐屯地(鹿児島)

[技能] 4月20日(日)

・試験会場 健軍駐屯地(熊本)

●受験料 無料

●待遇等 訓練招集手当 7,900円/1日  
(その他旅費の支給及び訓練間の衣・食・住について貸与及び無料)

※詳細は、自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所〔担当:野下〕(☎22-2401)または市民課(串木野庁舎)までお問合せください。

### 働く女性の家指導員募集のお知らせ

総務課 (☎33-5625)

働く女性の家指導員を募集します。応募を希望される方は、履歴書を串木野庁舎総務課もしくは市来庁舎総務課に提出してください。

●募集人員 1人

●業務内容 指導及び管理業務

●募集期間 2月29日(金)まで

●勤務場所 働く女性の家

●勤務時間 9:00～17:00(月曜日休み)

●勤務開始日 平成20年4月1日

※業務内容等については、福祉課社会福祉係(☎33-5618)へお問合せください。

## いちき串木野パークゴルフ場無料開放

3月29日(土)・30日(日)の2日間 午前10時から午後3時まで

申込み期間

2月25日(月)から3月14日(金)まで

申込み方法

午前8時30分から午後5時まで ※ただし、土日は除く  
お申込みは、4人1組で農政課(☎33-5636)へお申込みください。  
申込者多数の場合は先着順とさせていただきます。

パークゴルフとは?

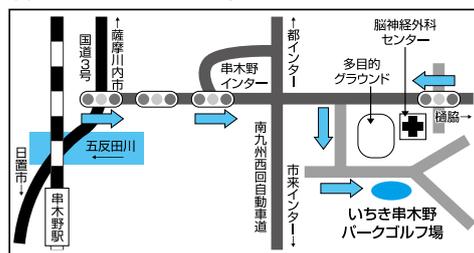
パークゴルフの道具は無料で貸し出します。

ボールとクラブ1本で楽しめます。

親子3世代で楽しめる新しいスポーツです。



Let's play  
パークゴルフ



パークゴルフ場オープンは4月4日(金)9:00です。

## 第14回串木野ロータリークラブ旗争奪 グラウンドゴルフ大会

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 日時 3月20日(木・祝) 8:30から
- 場所 多目的グラウンド
- 参加対象 小学3年生以上の方  
※児童は保護者同伴
- チーム 1チーム5人(64チームになり次第締切)
- 参加費 1人300円(当日徴収)
- 申込方法 所定の申込用紙により、3月7日(金)までに串木野ロータリークラブ事務局へ申し込んでください。申込用紙は、串木野ロータリークラブ事務局にあります。
- 問合せ 串木野ロータリークラブ事務局  
〔いちき串木野市下名5928-8 富永宅  
(☎・FAX33-0189)〕

## 「パソコン講座生」受講生募集

商工観光課 (☎33-5638)

川薩人材育成センターでは、次のパソコン講座生を募集します。

講座名	講座期間	講習時間	募集定員	受講料
はじめての文書作成講座	4/19～5/17 (土曜日、4回)	13:00～16:00	10人	20,000円
文書作成基礎コース	4/4～5/2 (火・金曜日、8回)	18:30～21:00	15人	30,000円
表計算基礎コース	4/4～5/2 (火・金曜日、8回)	18:30～21:00	15人	30,000円

- 受付開始日 2月26日(火) 9:00～  
(定員になり次第、締め切ります)
- 申込・問合せ 川薩人材育成センター (☎22-3873)

## 「ボランティアフェスタ2008」の開催

社会福祉協議会 (☎32-3183)

いちき串木野市社会福祉協議会では、ふれあいのまちづくり事業の一環として、「ボランティアフェスタ2008」を開催します。

誰でも参加できます。多数ご参加ください。

- 日時 3月8日(土) 8:30～15:00
- 場所 串木野高齢者福祉センター・福祉の森
- 主な内容
  - ボランティアのつどい(9:30～12:00)
    - ・活動発表(川上小学校、串木野西中学校)
    - ・講演「地球温暖化～今、私たちが暮らしの中で出来ることは?～」(仮題)  
講師 亀田晃一氏(南日本放送報道部気象予報士)
  - ふれあいひろば
    - ・非常食炊き出し訓練(8:30～9:30)
    - ・直売コーナー(9:00～15:00)
    - ・体験コーナー(12:00～15:00)  
点字・手話・車いす・アイマスク・擬似体験
    - ・展示コーナー(3月3日～15日)  
市内小中学校・ボランティアグループ

## 市営住宅入居者募集について

都市計画課 (☎21-5154)

住宅名	建設年度 募集戸数	構造・設備	備考
文京町団地 (串木野高校近く)	平成5年度 1戸	中耐4階建(1階) 4DK・水洗トイレ	単身入居不可
新田住宅 (串木野西中学校近く)	昭和48年度 1戸	簡易耐火2階建 3K・汲み取り	単身入居可 (ただし60歳以上)
ひばりが丘団地 (だいわ串木野店近く)	平成2年度 1戸	中耐4階建(2階) 2DK・水洗トイレ	単身入居不可
日ノ出住宅 (市来庁舎近く)	平成9年度 1戸	中耐4階建(4階) 3DK・水洗トイレ	単身入居不可

- 家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。
- 入居基準(主なもの)
  - ・持ち家がないこと
  - ・世帯の月額所得が20万円以下であること
  - ・同居する家族がいること
  - ・市税等(市税・水道料金など)の滞納がないこと
  - ・原則として、公営住宅に入居していないこと
- 入居時必要なもの
  - ・敷金(家賃の3カ月分) ・連帯保証人(2人)
- 申込期間 2月20日(水)～3月3日(月)
- 抽選日
  - ◎文京町団地・新田住宅・ひばりが丘団地  
3月6日(木) 10:00～串木野庁舎2階会議室
  - ◎日ノ出住宅  
3月6日(木) 14:00～市来庁舎1階会議室
- 入居予定日 4月1日(火)
- 申込・問合せ ・市来庁舎 都市計画課 建築係  
・串木野庁舎 都市建設課

## その他

### 選挙人名簿登録者の名簿の縦覧

選挙管理委員会 (☎21-5125)

3月1日に選挙人名簿に登録した者の名簿を下記により縦覧に供します。

- 縦覧期間 3月3日(月)～3月7日(金)
- 縦覧時間 8:30～17:00
- 縦覧場所 選挙管理委員会事務局(市来庁舎1階)

### 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会 (☎21-5125)

平成20年1月1日現在で作成した農業委員会委員選挙人名簿を下記により縦覧に供します。

なお、名簿に登録されなければ選挙時に投票ができません。この機会に登録されているか確認してください。

- 縦覧期間 2月23日(土)～3月8日(土)
- 縦覧時間 8:30～17:00
- 縦覧場所 選挙管理委員会事務局(市来庁舎1階)

## 平成19年度工事分公共下水道の供用開始に伴う説明会を開催

下水道課 (☎21-5157)

平成20年4月から、下記の対象地区で公共下水道が使えるようになります。

公共下水道が使えるようになると、排水設備の設置義務が生じ、これに伴う費用等（排水設備工事費、公共下水道使用料、受益者負担金）の負担が発生してまいります。

具体的な内容についての説明会を下記の日程のとおり開催しますので、対象者はお出会ください。

### ●対象地区

東塩田町・西島平町・下名（恵比須町・浜ヶ城）・東塩田町・日出町のそれぞれの一部区域（図の着色部分）

### ●対象者

上記対象区域の土地所有者または権利を有している人（公共下水道取付管位置確認書を提出された方・案内状が送付されてきた方）

### ●説明会の日程

月 日（曜日）	開始時刻	場 所
2月29日（金）	19：30	中央公民館 2階 和室



# 消防団活動へ参加しませんか

## 消防団は地域を守ります！

消防団とはこんな組織です。

消防団は、消防本部と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担います。

消防団員は、消防本部の職員と同じ権限と責任を有する特別職の地方公務員である一方、ボランティアとしての性格も併せ持ちます。

消防団活動は、火災発生時における消火、地震や風水害といった災害発生時の救助・救出、警戒巡視、特別警戒などにも従事することになります。



【各分団員数の状況（平成20年2月1日現在）】

分団名	中央	本浦	照島	羽島	荒川	旭	生福	冠岳	湊	川南	川北	川上	市来支所
定員	32	20	25	32	20	20	25	20	20	20	20	20	20
実員	30	20	21	32	18	18	25	18	19	19	19	20	20
欠員	2	0	4	0	2	2	0	2	1	1	1	0	0

入団募集は、年間を通じて行っています。入団を希望される方は、各分団、各分団後援会、消防本部のいずれかにご連絡ください。

● 消防団についての問合せ 消防本部 総務係 (☎32-0119)

## 平成20年春季全国火災予防運動

消防本部 (☎32-0119)

- 期 間 3月1日(土)～3月7日(金)  
※ この期間は、山火事予防運動・車両火災予防運動も併せて行われます。
- 全国統一防火標語  
『火は見てる あなたが離れる その時を』  
この時期は季節風が強く、しかも空気が非常に乾燥するため火災が起こりやすくなります。  
一人ひとりが、火の取扱いには十分注意して火災を出さないようにしましょう。

### 山火事予防対策

- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れは止めましょう。
- たばこの投げ捨ては、絶対止めましょう。

### 車両火災予防対策

- 車両火災予防のために、日ごろから車両の適正な管理と整備を心がけましょう。
- 消火器設置義務車両（乗車定員11人以上の自動車など）については、消火器の点検整備も行いましょう。

## 住宅用火災警報器等の設置について

住宅用火災警報器等は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。  
早めに設置しましょう。



## 平成20年春季全国火災予防運動に伴う 消防合同演習の実施について

消防本部 (☎32-0119)

- 日 時  
3月2日(日) 6:30～ 須賀公民館一带  
3月2日(日) 9:30～ みなと病院一带  
3月16日(日) 9:30～ 土川神社一带  
※ 演習には、防災無線や消防車によりサイレンを吹鳴しますので、火災と間違わないようにお願いします。



## スポーツ安全保険に加入しましょう

市民スポーツ課 (☎21-5129)

アマチュアスポーツ（一般、少年団等）・文化・ボランティア・地域活動などを行う5人以上の団体を構成員として加入できます。対象及び掛金は下記のとおりです。

団体	対象	区分	掛金	補償
子どもの団体	・中学生以下の子ども	A	500円	加入区分で補償内容が異なります
	・スポーツ活動を行わない大人			
	・中学生以下の子ども	AW	1,050円	
	・子どもの団体で、子どもの指導・支援として一緒にスポーツ活動を行う大人	AC	1,000円	
大人の団体	・大人の文化活動、ボランティア活動、地域活動	A	500円	
	・老人クラブなど（60歳以上）	B	800円	
	・大人のスポーツ活動	C	1,500円	
	・危険度の高いスポーツ活動（アメリカンフットボールなど）	D	9,000円	

- **受付期間** 平成20年3月3日～平成21年3月30日
- **保険期間** 平成20年4月1日～平成21年3月31日  
※ただし、4月1日以降の申込みは掛金振込み日の翌日から有効となります。
- **申込書** 申込書は、教育委員会市民スポーツ課（市来庁舎）・文化振興課（中央公民館）にあります。

## 街路灯設置

自治振興課 (☎33-5632)

（助自治総合センター「宝くじの助成金」のコミュニティ助成事業により市内4ヶ所【市道山手線（宇都）、市道寺迫・観音ヶ池線（川上）、市道松比良線（川上）、県道川内・串木野線（荒川）】に街路灯が新たに設置されました。



## 2月の市税納期

税務課 (☎33-5615)

固定資産税	第4期	2月29日
国民健康保険税	第6期	
介護保険料	第6期	

納期限内の納付にご協力ください。

口座振替日は、2月25日です。口座振替の方は、預金残高のご確認をお願いします。なお、口座振替の手続きは、お近くの金融機関に納付書・通帳・印鑑をご持参のうえ、お手続きください。

納めよう 暮らしをまもる みんなの税金  
（平成19年度「税に関する作品」より）

## 3月の心配ごと相談

社会福祉協議会 (☎32-3183)

相談はっさい無料です。お気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

相談場所 及び 相談時間	相談種別	相談日				相談員
		※毎週金曜日				
		7日	14日	21日	28日	
串木野高齢者 福祉センター 9:00~12:00	生活・福祉 児童相談	○	○	○	○	心配ごと相談員
	健康・介護相談	—	○	—	—	看護師経験者
	年金・保険 交通事故相談	—	○	○	○	社会保険労務士
	財産・登記相談	○	—	○	○	司法書士 土地家屋調査士
	税金・経営相談	○	—	—	—	税理士
	法律相談	—	○	—	—	弁護士
市来高齢者 福祉センター 10:00~12:00	生活・福祉相談	4日	11日	18日	—	心配ごと相談員
		火	火	火	—	

※法律相談を希望される方は社会福祉協議会に予約してください。（受付人員7人）他の相談は予約はいりません。その他お問い合わせは、社会福祉協議会へ。

## おくやみ (12月・1月届出分)

故人	年齢	住所
永牧キク	90	下名
富永貞子	96	湊町
重信ノフ	76	羽島
川口ツタエ	77	羽島
福田優	52	西浜町
入江アキノ	89	長崎町
平地敏博	57	上名
富宿東	89	中尾町
劉應侃	87	湊町
今林國重	81	昭和通
武田ミチ子	85	大里
富永綾子	95	大里
豎山秋光	73	下名
塩屋良秋	59	羽島
向井ツル	81	上名
尾立幸雄	62	上名
坂口契太	23	羽島
東繁高	61	東島平町
末吉幸男	76	大里
出木場登	81	大里
白蓋愛子	83	汐見町
田中三保	79	元町
谷口純喜	85	冠嶽
良井武夫	81	上名
佐井ミツエ	93	上名
田代悦夫	69	冠嶽

（届出人が同意した方を掲載してあります。）

※市社会福祉協議会へ香典返しにかえて寄付をいただきました方々については、「いちき串木野市社協だより」に掲載します。

# 図書館だより

## 《館内おはなし教室》

☆日 時：3月1日(土) 15:00～  
3月21日(金) 16:00～  
☆内 容：読み聞かせ・シアター・折り紙等

## 《市来分館おはなし会》

☆日 時：3月8日(土) 10:00～  
★ボランティアグループ『たんぽぽの会』  
のおはなし会です。

## 《移動おはなし教室》

☆日 時：3月22日(土) 14:00～  
☆場 所：いちきアクアホール  
☆内 容：読み聞かせ、紙芝居、シアター  
※「絵本のとりかえっこ会」を同時開催します。

### 絵本のとりかえっこ会

よまなくなった絵本を  
持ってきて他の絵本と  
とりかえっこしよう!!



……どなたでも参加できます。

## 市立図書館・市来分館 3月の休館日

3(月)・10(月)・16(日)・24(月)・31(月)  
火～金 : 9:00～19:00  
土・日・第3月 : 9:00～17:00

## ☆☆3月の移動図書館巡回日程☆☆

コース	巡回日	コース	巡回日
1コース	3月4日(火)	6コース	3月13日(木)
2コース	3月5日(水)	7コース	3月18日(火)
3コース	3月6日(木)	8コース	3月19日(水)
4コース	3月11日(火)	9コース	3月20日(木)
5コース	3月12日(水)	10コース	3月14日(金)

※サービスステーション(到着予定時)は、『広報いちき串木野1/20号』に掲載してあります。詳しくは、市立図書館(☎33-5655)へお尋ねください。

## 【あくあく育てて大きくなあれ】

(12・1月届出分)

子どもの名前	保護者	住所	子どもの名前	保護者	住所
木場 心海	健一	下名	安藤 結星	桂 昌	緑町
中原 愛海	真吾	大里	安藤 結菜	桂 昌	緑町
須納瀬 いずみ	稔	春日町	末 廣美空	大 悟	上名
田重田 丈太郎	裕次郎	大里	春 口 香理奈	裕 巳	大里
谷 口 知希	知彦	大里	橋 口 結友	秀一	上名
満園 雪菜	育生	春日町	川 口 慶志朗	真一郎	曙町
星原 伽恋	直人	新生町	黒木 陽太	崇一郎	大里
岩下 珠里	敬史	下名	久保 正宣	広 宣	川上
永山 結子	省吾	美住町	出生届の届出期間は、生まれた日から14日以内 ※持参するもの ●出生届(出生証明書)1通 ●母子健康手帳 ●国民健康保険証(加入者のみ) ●印鑑(届出人のもの) (届出人が同意した方を掲載してあります。)		
鶴永 孝友	清孝	上名			
松元 識穂	茂幸	羽島			

# 【いきいきバスに乗って】

シリーズ⑩



## 「薩摩藩留学生渡欧の地」の紹介

日本の黎明を告げた薩摩藩士がイギリスに向け船出した地です。  
 薩摩藩の命を受けた19名が慶応元年（1865年）3月22日、この地からイギリス船オースタライエン号に便乗しイギリスへ向かいました。  
 この船出した羽島浜中港は、青年時代の西郷隆盛が手がけた玉積石の防波堤が現在も残っており、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財百選」に選ばれています。また、3月16日(日)には、羽島崎神社で豊作と航海の安全を願う『太郎太郎祭り』（県指定文化財）が開催されます。「いきいきバス」を利用して訪れてみてはいかがでしょうか。  
 豊作を願う『ガウンガウン祭り』（県指定文化財）は、3月9日(日)に深田神社で開催されます。

### いきいきバス【薩摩藩留学生渡欧の地】停留所時刻案内

日曜日（大型バス）

串木野駅	ちかび展示館前	白浜温泉 みすまるの湯	薩摩藩留学生渡欧の地 （※10分間停車します）	白浜温泉 みすまるの湯	ちかび展示館前	串木野駅
8:40	9:01	9:13	9:20着 9:30発	9:40	9:51	10:04
10:40	11:01	11:13	11:20着 11:30発	11:40	11:51	12:04
14:40	15:01	15:13	15:20着 15:30発	15:40	15:51	16:04
16:40	17:01	17:13	17:20着 17:30発	17:40	17:51	18:04

●問合せ先 串木野庁舎 商工観光課 ☎33-5638



# かわいい天使たち

ともき  
 谷口 知希ちゃん  
 （大里）

須納瀬いずみちゃん  
 （春日町）



健康で元気に育ってくれることだけが願いです。  
 父：知彦さん

健やかに元気に育ってね。  
 父：稔さん

（1月届出分）

「広報いちき串木野」作成につき写真のご提供、取材等にご協力くださったみなさん、本当にありがとうございました。